

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急支援

# 佐渡市緊急雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的な休業を余儀なくされた事業主に対し、雇用の安定及び事業活動の継続を支援するため、令和3年度も引続き国の雇用調整助成金に、佐渡市が上乘せして助成します。

**手続き方法** ※申請にあたっては、別途、手引きや交付要綱、Q&Aを必ずご確認ください。

## 1 対象者 【主な要件】

- ① 佐渡市内に事業所を有する法人及び市内に住所を有する個人事業者であること
- ② 国から雇用調整助成金について、支給決定を受けた者であること
- ③ 申請時において、廃業又は事業所等が廃止していない者であること
- ④ 市税を滞納していないこと

※市税の未納がある方でも、補助金の申請が可能な場合があります。申請を予定されている方は、必ず事前にご相談ください。

## 3 助成金額

国の助成率区分		市の助成率区分 (上限)
中小企業	4/5以内	1/10以内 (1,875円/人・日)
大企業	2/3以内	1/6以内 (3,750円/人・日)
	3/4以内 (解雇等を行わない場合)	1/4以内 (5,000円/人・日)

※生産指標(売上等)が前年又は前々年同期と比べ3か月の平均値で30%以上減少した大企業に関しては、市助成率を1/10(解雇を伴わない場合は対象外)とします。

※令和2年1月24日以降に開始された休業等で、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置として国が定めた緊急対応期間の末日までの休業に係るものが対象となります。

4 申請期限 国の支給決定通知日の翌日から3か月以内

## 5 必要書類

- ① チェックリスト
- ② 佐渡市緊急雇用安定助成金申請書兼請求書
- ③ 佐渡市緊急雇用安定助成金申請額計算書
- ④ 誓約書(別紙)
- ⑤ 国に提出した雇用調整助成金(又は緊急雇用安定助成金)支給申請書の写し
- ⑥ 国に提出した雇用調整助成金(又は緊急雇用安定助成金)助成額算定書の写し
- ⑦ 雇用調整助成金(又は緊急雇用安定助成金)支給決定通知書の写し
- ⑧ 直近の納税証明書(佐渡市提出用)又は分割納付誓約書の写し

## 6 申請方法

佐渡市役所第2庁舎内までご持参いただくか、下記送付先に郵送(当日必着)で提出してください。

【送付先/問合せ先】

佐渡市役所 地域振興課 産業振興室

〒952-1292 佐渡市千種232 TEL:63-4152 FAX:63-2750